

安全衛生および品質保証に対する取り組み

日本化薬グループでは、さまざまな安全衛生および品質保証活動を展開しています。

新規の作業・設備や既存作業・設備の変更時は安全審査を実施し、そのなかでリスクアセスメントや潜在危険性要因を把握することで、事故や労働災害、環境事故の未然防止に努めています。

また、環境安全品質異常などをデータベース化して事業場間の横展開を進めています。さらに、各事業場と一部のグループ会社には、中央環境安全衛生診断・中央品質診断を実施しています。

安全衛生の取り組みおよび実績

日本化薬グループは、事故および労働災害撲滅に計画的に取り組んでいます。その結果、2013年度の災害発生件数は休業災害2件、不休業災害の発生件数は3件となっています。

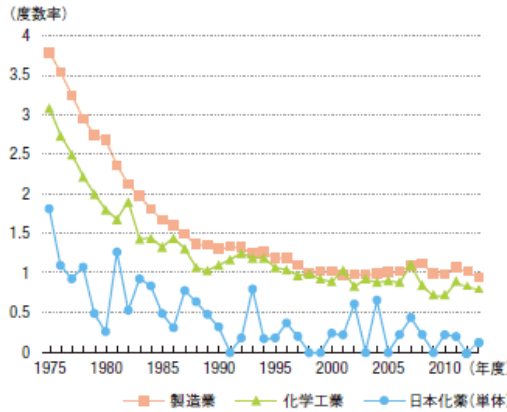
交通安全活動は、業務上および通勤途上自動車事故件数は46件（事故率11.8%）と2012年度（11.9%）よりはわずかに減少しましたが、2010年度までと比較して多い状態が続いています。これまで実施している安全運転診断を今後も継続し、警察庁方式運転適正検査を組み合わせ安全運転の強化に努めます。

そして、近道省略行為の撲滅活動は、近道省略行為のチェックリストを配布し、従業員全員が「近道省略行為防止のための安全宣言」を行い、各職場内に安全宣言を掲示するなど安全意識の共有化を図っています。

● 2013年度の安全目標および実績

項目	目標	実績
重大事故・災害	ゼロ	ゼロ
環境重大事故	ゼロ	ゼロ
休業災害	ゼロ	2件
不休業災害	労働災害度数率※1以下	0.51
	件数5件以下	3件
業務上および通勤途上自動車事故	4%以下	11.8%
	件数15件以下	46件
無傷害事故	ゼロ	1件

● 労働災害度数率の推移



注) 2012年度は、決算期変更により10カ月です。

※1 【労働災害度数率】100万時間あたりの休業災害件数。

品質保証機能の向上への取り組み

品質管理技術の教育、普及のために、外部講習への派遣や統計的手法に関する集合研修、「内部監査教育」の工場出張講習を実施しています。また、「品質改善事例集」を発行し、実験計画法など統計的手法を含めた品質改善手法の普及を進めています。

個々の事業場で抱えている課題を見つけ出し、実際業務の改善・改革を進めるための実践型研修も行っています。2013年度は鹿島工場にて品質保証強化活動を実施中です。

労働安全衛生・品質保証の取り組み

1. 各事業場での安全衛生および品質保証活動

日本化薬グループ各事業場では、様々な安全衛生および品質保証活動を展開しています。また環境安全品質異常についてデータベース化を進め、事業場間の横展開を進めています。

● 安全活動と品質保証活動

安全活動	品質保証活動
● リスクアセスメント	● 品質リスクアセスメント
● 5S活動※2	● 品質パトロール
● ヒヤリハット活動	● トレンド管理(見える化)
● KYT活動	● 品質トラブル再発防止活動(なぜなぜ分析等)
● TPM活動※3	● 品質技術教育

※2【5S活動】整理、整頓、清掃、清潔、躰の頭文字からとった活動。

※3【TPM活動】Total Productive Maintenance。装置を正常に維持することによって安全を確保し生産を維持していく活動。

2. リスクアセスメントの実施

新規の作業、設備、既存作業、設備の変更時の安全審査、事故や労働災害、環境事故の未然防止のために、各事業場においてリスクアセスメントに取り組んでいます。また化学反応については、HAZOP※4を中心に危険要因を分析しています。

※4【HAZOP】Hazard and Operability Studyの略。化学プラントの安全性評価手法で、化学反応に伴う潜在的な危険性を網羅的に摘出し、評価することができる。

3. 近道省略行為の撲滅

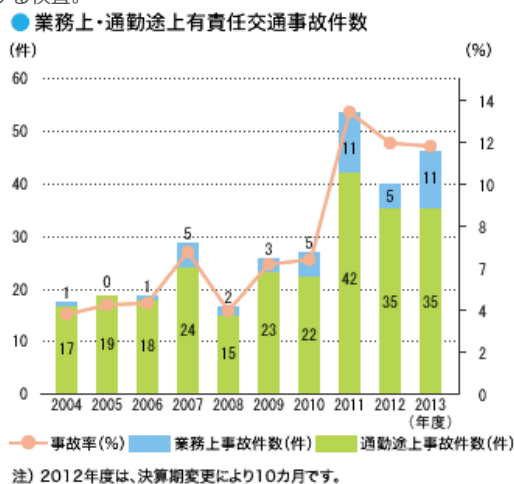
近年の日本化薬グループで発生している事故の特徴として、近道省略行為によるものが目立ってきています。そこで日本化薬グループでは近道省略行為撲滅のためのチェックリストを配布し、従業員全員が近道省略行為防止のための安全宣言を行い、各職場内に安全宣言を掲示するなど、安全意識の共有化を図っています。

4. 交通安全活動の取り組み

日本化薬グループでは営業活動、通勤等に多くの従業員が自動車を使用しています。自動車使用者に対しカメラ付きセイフティレコーダ※5による運転診断や警察庁方式運転適性検査※6を用いた運転適正診断を組み合わせた総合的な交通安全診断を実施しており、有責任交通事故率は日本製薬工業協会の平均事故率の1/2程度となっています。2013年度は11.8%と前年よりわずかに減少しましたが2010年度以前と比較すると高止まりとなっています。今後も交通安全診断を継続し交通事故削減に取り組んでいきます。

※5【セイフティレコーダ】前後・左右加速度、ジャイロ、位置（GPS）のセンサーで急加速、急ブレーキ、急ハンドル、急旋回等の運転の癖を解析できる装置。

※6【警察庁方式運転適性検査】全7問の記入式で状況判断力、衝動抑止性、精神安定性等 11項目の判定を行い運転の適正を判定する検査。



5. 健康管理の推進

定期健康診断や化学物質等を取り扱うための特殊健康診断を実施しています。健康診断の後に産業医が面談し、健康について助言、指導をしています。また、データベースに取り扱う化学物質の有害性データを蓄積し、これを活用して職業性疾病の予防を図っています。

6. AEDの設置

工場事業場、本社にAED（自動体外式除細動器）を設置しています。適時、社内で 救急処置法講習会を開催する他、社外講習会へ参加し、突然の心臓発作に対応できるように訓練しています。

事故災害への対応

1. 火災への対応

各事業場では火災に備えて消防車、消火栓および化学物質用の消火器を設置しています。また実地訓練のほか、地域の消防競技大会に参加し好成績をあげています。

2. 自然災害への対応

全ての事業場ごとに地震をはじめ自然災害に備えた「社員の防災（地震）手引き」を整備し、全従業員に配布しています。手引きには、地震が起きたときの緊急行動、安否確認の連絡方法、交通機関が不通のときの代替帰宅手段等が記載されています。

地震等の災害時の社員の安否確認は、インターネットのメール機能を利用した通報連絡システムで実施しています。地震等の災害発生時、災害対策本部からの指示で社員にメールを送付し、社員が簡単な操作でメールに返答することにより安否を集計することができます。日本国内で震度6以上の地震が発生したときには社員の安否確認を行うことになっています。

化学物質の管理

世界的な化学物質管理強化の動きの中で、国内外の化学品関連法令を順守すること、お客様からの製品含有化学物質に関するご要望に的確に対応していくことが、ますます重要になってきています。

機能化学品事業本部内に設置されている化学物質管理室では、各国化学品法規制動向をいち早く把握して各事業部門、国内外の製造部門に対応を促すとともに、化学品関連法令の教育プログラムを提供し、化学品コンプライアンス順守に努めています。

また、機能化学品研究所内に化学物質管理室の駐在を配置し、製品の安全性、法適合性確認を開発段階から徹底するようにしております。

2014年度も引き続き欧州のREACH規則※7やCLP規則※8、中国、韓国をはじめとするアジア各国の法改正や新たな法規制の施行に確実に対応していきます。

※7【REACH規則】（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals）EUにおける化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則。

※8【CLP規則】（Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures）GHSをベースとしたEUにおける化学品の分類、表示、包装に関する規則。

GHS への対応

各国のGHS※9導入に伴い、現地法令・規格に適合したSDS※10を現地語で提供することが求められるようになってきました。機能化学品事業本部では豊富な対訳、各国法規データ、物性・毒性データを装備したSDS作成システム(MSDgen)を導入し、現地法令・規格に適合したSDSを提供しています。2013年のシステムアップデートでは米国版GHSに対応し、すでに対応済みの日欧、アジア諸国と合わせて一段の充実を図りました。

また、SDSおよびその提供履歴についてもデータベースを利用して管理を行い、常に最新の情報を提供することを心がけています。

※9【GHS】（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）化学品の分類および表示に関する世界調和システム。

※10【SDS】（Safety Data Sheet）化学物質安全性データシート。



GHSラベルの一例